

I. 事実の概要

Xは、Aをいつか痛めつけてやろうと考えていたところ、自己の営む三重県T町所在の飯場において、洗面器の底や革バンドでAの頭部等を多数回殴打するなどの暴行を加えた。その結果、Aの血圧が上昇したことで脳出血が発生し、意識消失状態に陥らせた。

その後、Aを大阪市住之江区南港所在の建材会社の資材置き場まで自動車で運搬し、同日午後10時40分ころ、同所に放置して立ち去った。Aは、翌16日未明、脳出血により死亡するに至った。ただ、上記資材置き場においてうつ伏せ状態で倒れていたAは、その生存中、通りがかりのYに角材でその頭頂部を数回殴打されているが、その暴行は、すでに発生した脳出血を拡大させ、幾分か死期を早める影響を与えるものであった。¹

II. 問題の所在

1. XにAの死の結果に対する責任を問うことができるか。Xの殴打行為からAの死という結果発生までの因果の過程にYの殴打行為が介在していることから、Xの殴打行為からAの死という結果が発生したことについての因果関係が認められるかが問題となる。
2. 仮にX、Y両被告にAの死という結果に対する責任を問うことができるとした場合、自然的にはAは1回のみしか死亡していないにもかかわらず、両被告にAの死の結果に対する責任を問うのは妥当か。すなわち、1つの結果から2つの正犯を成立させることは妥当かが問題となる。

III. 学説の状況

1. 因果関係について

A説²：条件説

「あれなければ、これなし」の関係があれば因果関係を認めるとする見解。

B説³：相当因果関係説

社会生活上の経験に照らして、通常、その行為からその結果が発生することが相当であると認められる場合に刑法上の因果関係を認める見解。何を相当性の有無の判断の基礎事情にするかにおいて以下のように分かれる。

b-1説(主観的相当因果関係説)

行為者が行為の当時認識していた事情及び認識しえた事情を相当性の有無の判断の基礎事情とする。

b-2説(客観的相当因果関係説)

いわゆる客観的事後予測、すなわち、裁判官の立場に立って、行為の当時に客観的に存在した一切の事情を顧慮し、また、行為後に生じた事情についても、それが一般人にとって予見可能であった限り、すべて相当性の有無の判断の基礎事情とする。

b-3説(折衷的相当因果関係説)

¹ 最高裁平成2年11月20日第三小法廷決定

² 前田雅英『刑法総論講義〔第4版〕』東京大学出版会[2006]174頁

³ 前田雅英・前掲

立石二六『刑法総論〔第3版〕』成文堂[2008]68頁

行為の際に一般人であったならば認識しえたであろう事情、および、行為者が特に認識していた事情を相当性の有無の判断の基礎事情とする。

C 説⁴：客観的帰属論(危険の現実化説)

因果関係全体を判断対象として「行為の危険性が結果に現実したか」により因果関係の有無を判断する見解。その要素として、実行行為の有する危険性の大小、介在事情の異常性の大小、介在事情の結果への寄与の大小を考慮すべきである。¹との見解もある。

2. 1つの結果から2つの正犯を成立させることは妥当かについて

X 説⁵：被害者の死という結果は1つしか存在せず、1つの結果に対しては1つの正犯しか成立しないと解する見解。

x-1 説：Xの引き起こした変化こそが「致死」と評価するに値する変化であり、第三者の暴行が引き起こした死期の早期化は傷害にとどまると解する見解。

x-2 説：死という結果にとって本質的なのは時間のみであるから、第三者の引き起こした死期の早期化のみを「致死」とし、Xには傷害罪のみが成立すると解する見解。

Y 説⁶：1つの結果に対して複数の故意の単独正犯を認めてもよいとする見解。

第三者の介在行為それ自体も死期を早めたのであるから殺人ないし傷害致死行為である。本問ではYの介在行為についても殺人罪ないし傷害罪が成立する。

IV. 判例

1. 因果関係について

大判大 12・5・26、大刑集 9・761

<事案の概要>

被告人は万能鋏で被害者の左頭頂部を殴打し、打撲創を負わせたが、その傷害は死を招致するほど甚大ではなかった。被害者は、加害行為後少なくとも2時間余りを経過するまでに医師の往診を受けたところ、その医師が通常医師が取るべき相当の注意及び診療を行わなかったため、被告人が負わせた打撲創に起因する脳炎によって死亡した。

<判旨>

「暴行が傷害致死の一原因と為れる以上はたとえ被害者の身体に対する医師の診察宜しきを得ざりしことが他の一因を成したりとするも暴行と致死との間に因果関係を認むべきものとす」(原文より引用)

2. 1つの結果から2つの正犯を成立させることは妥当かについて

大阪高判昭 29年6月10日

<事実の概要>

被告人 X が被害者 A を殴打して、頭部脳内出血を生じさせ、のちに被告人 Y、Z が二階から A を投下

⁴ 高橋則夫『刑法判例百選 I 〔第 6 版〕』有斐閣[2008 年]24 頁参照、樋口亮介『刑法判例百選 I 〔第 6 版〕』有斐閣[2008]22 頁参照

⁵ 町野朔・丸山雅夫・山本輝之編著『ロースクール刑法総論』信山社[2004]20 頁参照

⁶ 高山佳奈子「死因と因果関係」成城法学 63 号[2000]171 頁

して出血を助長させて A を死亡させた事案。

<判旨>

「…ある行為が単に結果の発生を助長促進したに過ぎないときでも、その行為と結果との間に因果関係を認めることを妨げないのであるから、…その死亡の結果を早めたものである以上、右被告人等兩名の所為と A の死亡との間には因果関係があるものと認むべく、従って、同被告人等には A に対する殺人既遂罪の罪責のあることもちろんであるといわなければならない。…X は傷害致死が成立する。」

V. 学説の検討

1. 因果関係について

まず、主観的相当因果関係説については、一般人には認識可能であったのに行為者には認識できなかった事情を除外することになる点で狭すぎる。

次に、客観的相当因果関係説、折衷的相当因果関係説も、行為後の事情、すなわち、介在事情については、行為時から事後を予測するという予見可能性判断を行うことでは一致しており、相当因果関係説においては介在事情に対する予見可能性の有無が問題となり、介在事情の異常性によって判断が左右されることになる。介在事情が異常であれば、判断基底に取り込まれない結果、その後の判断構造は必ずしも明らかではない。判断基底に取り込まれない場合、行為時の危険性のみで因果関係が判断されるとすればそれは妥当ではない。さらに、そもそも相当因果関係説は、因果経過および結果発生の様態をどの程度まで「抽象化」して、具体的な介在事情を判断規定から除いた後、その経験的通常性をどのように判断するかという点について極めて不明確である。よって、相当因果関係説は採り得ない。

そして客観的帰属論については、何を判断材料として危険が現実化したかを判断するのが、明確ではない。したがって、客観的帰属論も採り得ない。

そもそも、刑法上の因果関係は、構成要件的行為と構成要件の結果との間の客観的な事実関係を確定するものであるから、因果関係の認定に当たっては、できるだけ画一的かつ明確な基準で判断するために、事実的な条件関係を重視するべきである。

したがって、因果関係の判断においては、条件説に立つのが妥当である。

2. 1つの結果から2つの正犯を成立させることは妥当かについて

X説は、死という結果は1つしか存在しない以上、1つの正犯のみを認めるべきであると主張する。

確かに、行為者が1人である場合に、例えば、業務上過失致死罪および保護責任者遺棄致死罪の罪責を負わせることは被害者の死を二重に評価することになり不当であるから、この場合においてはX説の主張も一応妥当である。

もっとも、行為者が2人以上である場合には、行為者に死の結果を帰責させることは、あくまで各人の行為と被害者の死との間の行為に対して評価を加えているにすぎないから、何ら死の二重評価には当たらず、不当ではない。

したがって、X説の立つ前提自体が妥当ではない。

さらに、x-1説は、「死因」を生じさせた者自身が正犯と解するべきであり、新たに「死因」を創出していない第三者の介在行為は傷害罪にとどまると主張する。

しかし、生命は一刻一刻が価値を持つのであるから、その死期を早めたことは、暴行ないし傷害行為がなければ生きながらえていた可能性のある時間を短縮させた点で、殺害ないし致死と評価すべきである。

したがって、x-1 説は妥当ではない。

また、x-2 説は、死期の早期化のみを取り上げて第三者の介在行為に対して死の結果を帰責させる点で、一般人の社会通念および法感情に反し妥当でない。

以上より、1つの結果に対して2つの正犯を成立させることは何ら不当ではなく、第三者の介在行為それ自体も殺人ないし傷害致死の評価を与えられるべきであるから、Y説が妥当である。

VI. 本問の検討

第1. Xの罪責について

まず、Xが洗面器の底や革バンドでAの頭部を多数回殴打した行為について、Aは脳出血を起こしていることから、Aの生理的機能を障害したといえ、かかる行為は「傷害」(204条)にあたる。

その結果、Aは脳出血により死亡している。

さらに、当該Xの暴行がなければ、Aは死亡しなかったと言えるため、「あれなければ、これなし」の関係が認められる。したがって、条件関係があるといえ条件説より因果関係が認められる。

次に、故意の有無が問題となるも、洗面器という比較的硬度の高いもので、人の急所たる頭部を1回のみならず多数回殴打すれば、人が脳出血を起こすことは相当といえ、Xもこれを認識していたといえる。にもかかわらず、Xがかかる行為に出ている以上、少なくともAを傷害しても構わないとの認識を有していたといえ、傷害の故意があったといえる。したがって、加重結果たるAの死の結果が発生しているところ、Xの殴打行為には傷害致死罪(205条)が成立する。

第2. Yの罪責について

YがAに対して角材で頭頂部を数回殴打した行為について、意識を消失し倒れているAに対して、角材という角部位につき鋭利でかつ殺傷性の高い物で人体の急所である頭部を数回殴打する行為は、人の死の結果を生じさせる現実的危険性を有する行為といえるから、殺人罪(199条)の実行行為に当たる。

また、本来ならば幾分生きていたはずのAの生命を短縮させているため、本来の死とは異なる「死」という結果が発生している。したがって、死亡結果が認められる。

さらに、Yが暴行を加えなければ幾分か死期を早めることもなかったため、「あれなければ、これなし」の関係が認められる。したがって、条件関係があるといえ条件説より因果関係が認められる。

次に、夜間に人気のない港の資材置き場で倒れている人間に対して、角材で人体の急所である頭部を数回も殴打することは、通常考えられない。社会通念上、意識を消失して倒れている人間を見かけたならば、至急、救命措置を取ることが相当である。にもかかわらず、救命措置を行わず、むしろさらなる暴行を加えたということは、Aが死んでもかまわないという未必の故意があったと言わざるを得ない。

この点、XとYの両者に死の結果を帰責させることは、Aの死の二重評価に当たるのではないかとも思えるが、あくまでYの介在行為とAの死亡結果との間の行為について評価しているにすぎないから、何らAの死の二重評価には当たらず、不当ではないと解する。

よって、Yの行為につき殺人罪(199条)が成立する。

VII. 結論

1. Xは、傷害致死罪(205条)の罪責を負う。
2. Yは、殺人罪(199条)の罪責を負う。

以上